

日本放送協会放送受信規約および放送受信料免除基準 の一部変更について

日本放送協会放送受信規約および放送受信料免除基準の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受けました。

【変更の概要】

① 奨学金受給対象などの学生への免除（施行日：平成31年2月1日）

親元などから離れて暮らす学生（生計をともにする方がいない学生を含む。）のうち、次のいずれかの要件に該当する学生を全額免除の対象とします。

○奨学金受給対象の学生

- ・ 日本学生支援機構、地方自治体、学校および教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とする公益法人が実施する奨学金制度のうち、経済的理由の基準がある奨学金制度の奨学金を受給している学生
- ・ 経済的理由の選考基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生

○授業料免除対象の学生

学校が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

○市町村民税非課税世帯の学生

親元などの世帯構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

○公的扶助受給世帯の学生

親元などの世帯が公的扶助を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

免除の申請方法等の具体的な手続きについては、ホームページ等を通じてあらためて周知していきます。

②衛星放送におけるメッセージの運用の変更（施行日：平成30年9月10日）

現在、NHKの衛星放送に表示されているメッセージの消去にあたっては、視聴者から、衛星放送受信機に挿入されているB-CASカード番号をご連絡いただいておりますが、今後発売される新4K8K衛星放送受信機では、B-CASカード番号に代わり、ACAS番号をご連絡いただくこととなります。

メッセージの具体的な消去方法については、テレビ画面に表示される「メッセージ消去のご案内」やホームページ等で周知をしていきます。